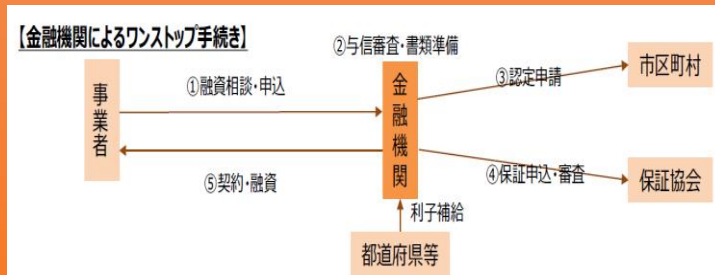


# セーフティネット保証（危機関連、4号、5号）に関連した 藤沢市認定対応（ワンストップ手続き等）について

令和2年度補正予算成立に伴い民間金融機関を通じた資金繰り支援がスタートいたしました。都道府県等による制度融資に対する補助を通じて利子補給を行い、**民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年の融資**が拡大されました。あわせて、**信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料を半額又はゼロ**となります。藤沢市では中小企業庁からの配慮要請に伴い、金融機関によるワンストップ手続きの円滑化を図るため、認定要件や必要書類等について変更及び緩和をお知らせ致します。

## ①ワンストップ手続きに伴う 原則金融機関による代理申請



認定窓口混雑の緩和による感染症対策、事業者の皆様の負担軽減、認定書発行の迅速化を図るべく、金融機関によるワンストップ窓口（認定代理申請）が原則となります。まずは**金融機関へのご相談**をお願い致します。

## ②認定必要書類の緩和

- 認定申請書（1枚）※ダウンロード可
  - 委任状（金融機関の代理申請）
  - 法人・個人事業主の实在確認書類  
【法人】法人謄本（履歴事項証明書）もしくは法人税申告書別表1  
【個人事業主】確定申告書の写し  
※上記以外に实在確認、事業実態がわかる資料  
例：不動産賃貸借契約書や光熱費の領収書、ネットショッピング等に登録された事業者概要など
  - 売上高等の証明資料  
※必要書類はインターネットよりダウンロード可能です。
- 許認可証は必要ありません。

## ③認定書有効期限の特例処置

認定書の有効期限については、従来30日間となっておりますが、新型コロナウイルス感染症に起因する事業者の売上への影響は、引き続き生じていることが推定されます。そのため再度認定申請を行うことは合理的ではないため、**本年1月29日から7月31日までの間に取得した認定書については、有効期限が同年8月31日までと延長**となります。なお、金融機関や信用保証協会等に提出する認定書については**コピーでも可能**となります。

詳しくはホームページより説明書・申請書をダウンロードしてご確認ください。

公益財団法人 湘南産業振興財団  
藤沢市中小企業融資制度のご案内

<https://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/>